

社会福祉法人桑名市社会福祉協議会山崎乳児保育所

令和3年度 重要事項説明書

保育の提供を開始するにあたり、当保育所から説明すべき事項は次のとおりです。

1. 施設運営主体

事業者の名称	社会福祉法人桑名市社会福祉協議会
代表者氏名	会長 山中啓圓
所在地	三重県桑名市常盤町51番地

2. 利用施設

名称	山崎乳児保育所
所在地	三重県桑名市江場111-5
連絡先	電話番号：0594-22-7808 FAX：0594-21-2446
認可年月日	令和3年3月31日
施設長氏名	安藤 祐佳里
対象児童	児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところにより 保育を必要とする小学校就学前児童
利用定員	2号認定 65人 3号認定 25人（1歳児未満児0名 1歳以上児25名）
特別保育実施状況	①統合保育 ②11時間以上の延長保育

3. 施設の目的・運営方針

当保育所は以下の運営方針に基づき、保育を必要とする児童を日々受け入れ、保育を行うことを目的とします。

- (1) 当保育所は、保育の提供に当たっては、入園する園児の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めます。
- (2) 当保育所は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、園児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行います。
- (3) 当保育所は、園児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、園児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めます。
- (4) 当保育所は、「三重県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年三重県条例第65号）」その他関係法令を遵守し、事業を実施します。

4. 当保育所における施設・設備等の概要

(1) 施設

敷地	敷地全体	2 1 2 7 . 6 7 m ²
	園庭	1 4 7 1 . 7 9 m ²
園舎	構造	鉄骨造
	延べ面積	9 5 5 . 8 8 m ²

(2) 主な設備

設備	部屋数	備考
乳児室・ほふく室	1室	
保育室	5室	
遊戯室	1室	
調理室	2室	

5. 提供する保育の内容

当保育所は、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）その他関係法令等を遵守し、保育所保育指針（平成 29 年厚生労働省告示第 117 号）に基づき、以下の児童の発達に必要な保育その他の便宜の提供を行います。

(1) 特定保育（法第 27 条第 1 項に規定する特定保育をいう。以下同じ。）

教育・保育給付認定を受けた保護者（以下「教育・保育給付認定保護者」という。）に係る園児に対し、当該教育・保育給付認定における保育必要量（法第 20 条第 3 項に規定する保育必要量をいう。以下同じ。）の範囲内において保育を提供します。

(2) 時間外保育

やむを得ない理由により、教育・保育給付認定における保育必要量の範囲を超えて保育を必要とする場合は、当該教育・保育給付認定に係る園児に対し、第 7 条に規定する時間の範囲内において、法第 59 条第 1 号に規定する時間外保育を提供します。

(3) 食事の提供

給食は、施設内調理で完全給食とします。

(4) その他保育に係る行事等

6. 給食について

給食の実施方法	保育所内で調理しています。 保護者の方には毎月、前月末に献立表をお配りします。
給食の方針	年齢にあわせて離乳食や幼児食、季節感のある行事食を楽しく食事できるよう工夫して調理しています。
アレルギー等への対応	アレルギーが疑われる場合、医師の診断書及び指示書を保育所に提出してください。個別にご相談の上、指示書に基づき代替食や除去にて対応します。

7. 職員体制 2021年4月1日現在

職務	職務の内容	人数
所長	保育所用務を司り、所属職員を監督する。	1人
主任保育士	所長を補佐し、保育内容について他の保育士を統括する。	1人
保育士	子どもの保育を司る。	18人
調理員	給食、おやつの調理及び栄養管理を行う。	外部委託
看護師	子どもの看護及び保健衛生管理を行う。	1人
補助員	子どもの保育に補助的に従事する。	3人

※上記職員数は4月1日現在の人数であり、年度途中に変動する場合があります。

8. 保育を提供する日

開 所 日	月曜日から土曜日まで
開 所 時 間	午前7時00分から午後7時00分まで
休 所 日	日曜日、祝祭日、12月29日から1月3日

9. 保育を提供する時間

保育標準時間認定	午前7時00分から午後6時00分まで
保育短時間認定	午前8時30分から午後4時30分まで

(1) 保育標準時間認定に係る保育時間

保育標準時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、7時から18時までの範囲内で、保育を必要とする時間となります。

(実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します)。

なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、18時から19時までの範囲内で、時間外保育(延長保育)を提供いたします。

(時間外保育の利用に当たっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります。)

(2) 保育短時間認定に係る保育時間

保育短時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、8時30分から16時30分までの範囲内で、保育を必要とする時間となります。

(実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当保育所との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します。)

なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、午前7時から8時30分まで又は午後4時30分から7時までの範囲内で、時間外保育を提供いたします。

(時間外保育の利用に当たっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途

利用者負担が必要となります。)

10. 利用料金

(1) 特定教育・保育に係る利用者負担（保育料）

給付認定を受けた市町村の定める金額を、市町村にお支払いいただきます。
詳しくは、給付認定を受けた市町村にお問い合わせください。

(2) その他の費用

保育料の他に負担していただく費用として、以下のものがあります。
支払方法は全て口座振替で、当月分を翌月27日に振替させていただきます。
※振替ができなかった場合、その翌月に繰り越して請求させていただきます。

項目	内容	金額
給食費	3歳以上児の主食費・副食費 (おやつ代を含む)	主食費 月額 500 円 副食費 (おやつ代含む) 月額 4,500 円
教材費	2歳以上児の教材費	月額 500 円
観劇代	3歳以上児の紙芝居等観劇に 係る経費	年額 1,000 円
遠足代	3歳以上児の遠足に係る経費	実費
行事代	2歳以上児の夏まつり、クリ スマス会等に係る経費	年額 500 円
保険料	災害共済掛金	年額 260 円
雑費 (写真代、お むつ代他)	上記のほか、保育の質向上に 資する経費	実費

11. 利用に関する事項

当保育所では、以下の場合には保育の提供を終了します。

- ①児童が小学校に就学したとき
- ②児童の保護者が児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなるとき
- ③市外へ転出されたとき
- ④児童の保護者から提出された書類等に虚偽があったとき
- ⑤その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

12. 緊急時の対応方法

- (1) お預かりしている園児にけがや病状急変等の緊急事態が発生した場合には、予め保護者が指定した緊急連絡先へ連絡をします。
- (2) けがの程度や病状によっては、タクシー等で病院に受診する場合があります。保護者の方は、診察の付き添いをお願いします。その後の通院が必要な場合は、保護者でお願いします。
- (3) 日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度に加入されている場合は、受診先に園児の健康保険証を提示してください。
- (4) その他、必要に応じて嘱託医又は園児の主治医に連絡を取る等、必要な措置を講じる場合があります。
- (5) 当保育所の嘱託医療機関は以下のとおりです。

内科	[病院名] 桑名クリニック [院長] 舘 秀幸 [住所] 桑名市長島町横満蔵573 [電話番号] 0594-45-8111
歯科	[病院名] 桑名歯科 [院長] 桑名 良輔 [住所] 桑名市長島町出口63 [電話番号] 0594-42-1811

13. 非常災害時の対策

非常時の対応	別途定める危機管理マニュアル、消防計画書により対応
消防計画作成	桑名市消防本部に提出 防火管理者 (氏名) 安藤 祐佳里
避難訓練	火災及び地震を想定した避難訓練を最低月1回実施 秋頃に津波警報を想定して訓練実施
避難場所	第1避難先 日進小学校 (Tel 22-2428)
防災設備	・自動火災報知機 有 ・誘導灯 有 ・ガス漏れ報知機 有 ・非常警報装置 有 ・その他 カーテン、じゅうたん防災処理

14. 保育内容等に関する相談・要望・苦情

相談・苦情受付担当者	所長補佐 伊藤 雅子 ・ 主査 太田 智恵
相談・苦情解決責任者	所長 安藤 祐佳里
連絡先	電話 0594-22-7808
第三者委員	橋本 貴子 ・ 佐後 映雄
受付方法	面談・電話・文書等の方法で相談・苦情を受付します。

15. 保険等に関する事項

(1) 当保育所では、以下の保険に加入しています。

保険会社	損害保険ジャパン株式会社
保険の種類	社協の保険
保険金額	限度額1億円

(2) 当保育所へ入園された場合は以下の制度に加入していただきます。

運 営 主 体	独立行政法人日本スポーツ振興センター
制 度 名	災害共済給付制度
給 付 金	医療(保険診療)に要する費用の額の4/10 詳しくは「災害共済給付制度のお知らせ」をご覧ください。

16. 当保育所におけるその他の留意事項

- (1) 当保育所の敷地内はすべて禁煙です。
- (2) 当保育所生活に支障をきたす、当保育所内での宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。

17. 個人情報の使用について

園児及びその保護者等に係る個人情報について、以下の目的のために必要最小限の範囲内において使用します。

- (1) 小学校への円滑な移行・接続が図れるよう、卒園にあたり入園予定の幼稚園・小学校との間で情報を共有するため。
- (2) 他の保育所等へ転園する場合において、転園先との間で必要な連絡調整を行うため。
- (3) 緊急時において、病院その他機関に対して必要な情報提供を行うため。